

個人情報ファイル簿

整理番号	747	
個人情報ファイルの名称	卒業証書授与台帳	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	和光高校	
個人情報ファイルの利用目的	卒業生を登録し、卒業証明書の発行のために利用する。	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 卒業証書番号 2 氏名 3 生年月日 4 卒業年月日	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	和光高校卒業生	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	3 学年各担任より	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	和光高校
	所在地	和光市新倉 3-22-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	電算処理ファイル	
(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	有	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名	—
	所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	無
備考	

個人情報ファイル簿

整理番号	762	
個人情報ファイルの名称	生徒指導要録	
実施機関の名称	教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	和光高校	
個人情報ファイルの利用目的	在籍及び卒業生の学籍及び成績管理	
記録項目（個人情報ファイルに記録される項目）	1 各在学学年時のクラス及び出席番号、2 生徒氏名・ふりがな、3 生徒現住所、4 保護者氏名・ふりがな、5 保護者現住所、6 入学前の経歴、7 学校名・所在地・課程名・学科名、8 入学・編入学日、9 転入学日、10 転・退学日、11 留学等の記録、12 卒業年月日、13 進学先就職先等の記録、14 各在校年度の担任名・校長名、15 各教科・科目等の修得単位数の記録、16 各科目の修得単位の計、17 総合的な学習の時間の修得単位数の記録、18 留学による修得単位数の記録、19 合計取得単位数、20 各教科・科目等の学習の記録、21 科目名、22 各学年の評定、23 各学年の修得単位数、24 修得単位数の計、25 備考、26 総合的な学習の時間の修得単位数の各学年の記録、27 小計、28 留学による修得単位数の各学年の記録、29 合計、30 総合的な時間の記録の評価の観点、31 総合的な学習の時間の記録の評価、32 特別活動の各学年の記録、33 各学年の総合所見及び指導上参考となる諸事項、34 各学年の出欠の記録、35 授業日数、36 出席停止・忌引等の日数、37 留学中の授業日数、38 出席しなければならない日数、39 欠席日数、40 出席日数、41 備考	
記録範囲（本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲）	在籍生徒及び卒業生徒	
記録情報の収集方法（個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法）	在籍時の日常生活	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先（記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先）	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	和光高校
	所在地	和光市新倉 3-22-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令	—
	内容	—

電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	マニュアル処理ファイル
(電算処理ファイルである場合) 利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	—
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名 —
	所在地 —
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	課所名 —
	所在地 —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	無
備考	